

感 発 0 6 0 1 第 2 号
令 和 8 年 6 月 1 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する
法律の一部の施行について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）第6条による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「新法」という。）、予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第185号。以下「改正政令」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第53号。以下「整備省令」という。）については、本日から施行されることとなったところである。

施行に際しては、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について（通知）」（令和4年12月9日付け医政発1209第22号・産情発1209第2号・健発1209第2号・生食発1209第7号・保発1209第3号厚生労働省医政局長、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官、厚生労働省健康局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、厚生労働省保険局長通知）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布について（公布通知）」

（令和8年3月31日付け感発0331第1号・社援発0331第1号・保発0331第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省保険局長通知）により通知した内容のほか、下記の点にご留意いただき、十分ご了知の上、管内の市町村及び関係機関等に対する周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

記

- 1 電子対象者確認の導入（新法第6条の2及び整備省令第1条による改正後の予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「新規則」という。）第2条の11関係）

定期の予防接種及び臨時の予防接種(以下「定期の予防接種等」という。)の対象者であることの確認に係る市町村又は都道府県(以下「市町村等」という。)の事務負担を軽減する等の観点から、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書等による定期の予防接種等の対象者確認を導入する。

2 予防接種済証の電子化(新法第 7 条の 2 並びに新規則第 3 条及び様式第一号から第三号まで関係)

新法第 7 条の 2 の規定により市町村長又は都道府県知事(以下「市町村長等」という。)が交付する予防接種済証について、予防接種事務のデジタル化に伴いマイナポータル上での交付を可能とする。

被接種者のマイナポータル上には、令和 8 年 6 月 1 日以降にデジタル予診票(住民がマイナポータル上から入力する予診票をいう。以下同じ。)を使用して実施した定期の予防接種等に係る予防接種済証を表示することとする。

なお、同日以降に紙の予診票を使用して定期の予防接種等を実施した場合であって、市町村長等が予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム(以下「予予・請求システム」という。)に予防接種済証の記載項目をすべて登録しなかった場合は、マイナポータル上に予防接種済証が表示されないため、留意すること。

被接種者がマイナポータルからダウンロードした予防接種済証を第三者に提供する場合は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。)の検証が可能な環境においてのみ効力を有する点について、被接種者に対して必要な周知を行うこと。

3 予防接種に関する記録の保存期間の延長(新規則第 4 条関係)

市町村長等は、定期の予防接種等を行ったときは、被接種者の氏名、性別、生年月日、住所、予防接種を行った年月日等を記載した当該定期の予防接種等に関する記録(以下「接種記録」という。)を作成し、電磁的記録として、定期の予防接種等を行ったときから被接種者が死亡した日の翌日から 5 年を経過した日までの間保存しなければならないこととする。

なお、デジタル予診票を使用して定期の予防接種等を実施した場合、接種記録が予予・請求システムに自動的に登録され、被接種者が死亡した日の翌日から 5 年を経過した日までの間保存されることとなる。

紙の予診票を使用して定期の予防接種等を実施した場合等、接種記録を電磁的記録として保存することが困難である場合においては、当該接種記録を少なくとも 5 年間は適正に管理・保存すること。

4 厚生労働大臣への情報提供(新法第 23 条並びに新規則第 12 条及び整備省令附則第 2 項関係)

市町村長等は、予予・請求システムを通じて、（１）から（３）までに掲げる情報を（１）から（３）までにそれぞれ掲げる提供期日までに厚生労働大臣に提供しなければならないこととする。ただし、被接種者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）が不明である場合等、やむを得ず予予・請求システムに情報を登録することができない場合は、この限りではない。

また、市町村長等は、（４）及び（５）に掲げる情報を任意で提供することができることとする。

なお、市町村等において予予・請求システムへの接続が完了するまでの間は、（１）から（３）までに掲げる提供期限を適用しないこととし、予予・請求システムへの接続後に速やかに提供することとする。

（１）定期の予防接種等の実施状況に関する情報

①令和 8 年 6 月 1 日以降に実施された定期の予防接種等の実施状況に関する情報

提供情報：予防接種対象者番号、予防接種管理番号、法定区分（定期接種・臨時接種・任意接種の区分）、接種日、医療機関コード、実施区分（集団接種・個別接種の区分）、接種区分（接種・予診のみの区分）、G T I Nコード（世界共通で商品を一意に識別するための国際標準の商品識別コードをいう。以下同じ。）、ワクチン名、ロット番号、接種量、接種部位、接種方法、勧奨情報、予診票情報、間違い接種情報

提供期日：市町村等による当該情報の確認後速やかに

（注）紙の予診票を使用して定期の予防接種等を実施した場合、（１）①に掲げる情報のうち、予防接種対象者番号、接種日及びG T I Nコード（G T I Nコードを特定できる他の情報でも可）のみを提供することで差し支えない。

②令和 3 年 2 月 17 日から令和 6 年 3 月 31 日までに実施された新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種（以下「特例臨時接種」という。）の実施状況に関する情報

提供情報：予防接種対象者番号、予防接種管理番号、法定区分（定期接種・臨時接種・任意接種の区分）、接種日、医療機関コード、実施区分（集団接種・個別接種の区分）、接種区分（接種・予診のみの区分）、G T I Nコード、ワクチン名、ロット番号、接種量、接種部位、接種方法、間違い接種情報

提供期日：予予・請求システムへの接続後速やかに

（注）（１）②に掲げる情報を予予・請求システムに登録する際には、特例臨時接種の被接種者に係る（２）に掲げる情報をあらかじめ登録する必要がある。予予・請求システムへの接続時点において、当該被接種者が転出や死亡等により住民基本台帳上の除票者となっている場合であっても、（１）②に掲げる情報を登録する必要があるため、必要に応じて住民基本台帳事務部局と協議の上、当該情報を取得すること。

(注) (1) ②に掲げる情報のうち、医療機関コード、実施区分（集団接種・個別接種の区分）、接種区分（接種・予診のみの区分）、接種量、接種部位、接種方法、間違い接種情報については、市町村等における保存状況が様々であることから、任意の提供項目とする。また、G T I Nコードについては、G T I Nコードを特定できる他の情報を提供することも可能である。

(2) 令和8年6月以降の住民の性別、生年月その他の住民に関する情報

提供情報：氏名、性別、生年月、住民状態（転出日・死亡年月日等）

提供期日：出生又は転入等の事実の確認後速やかに

(3) 令和8年6月以降の死亡した者に関する情報

提供情報：死亡した者に関する性別、生年月、死亡の日、死亡の原因その他の死亡した者に関する情報

提供期日：－

(注) (3) に掲げる情報並びに新規則第 12 条第 2 項及び第 3 項に規定する当該情報の提出方法は、厚生労働省政策統括官が実施する人口動態調査の死亡票の情報（項目）の一部と同一であり、また、提出方法についても両者は同一であることから、地方自治体の負担軽減を図るため、人口動態調査の死亡票の作成及び提出をもって新法第 23 条第 2 項の規定に基づく提供に代えることができるものとする。同一の報告を二重に求めない措置を講じることとする。その上で、厚生労働省政策統括官は、新法第 23 条第 2 項の規定に基づき提出される (3) に掲げる情報について、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部に回付する。これにより、(3) に掲げる情報の収集に際し、地方自治体に新たな事務は生じない。

(4) 令和8年5月以前に実施された定期の予防接種等（特例臨時接種を除く。）に係る情報及び定期の予防接種等以外の予防接種（市町村又は都道府県が当該予防接種の実施に要する費用に対する助成又は補助を行っているものに限る。）に関する情報

提供情報：予防接種対象者番号、予防接種管理番号、法定区分（定期接種・臨時接種・任意接種の区分）、接種日、医療機関コード、実施区分（集団接種・個別接種の区分）、接種区分（接種・予診のみの区分）、G T I Nコード、ワクチン名、ロット番号、接種量、接種部位、接種方法、間違い接種情報

提供期日：－

(注) 令和8年5月以前に実施された定期の予防接種等（特例臨時接種を除く。）に係る情報については、(4) に掲げる情報のうち、予防接種対象者番号、予防接種管理番号及び接種日のみを提供することで差し支えない。

(注) (4) に掲げる情報を予予・請求システムに登録する際には、(4) に定める予防接種の被接種者に係る (2) の情報をあらかじめ登録する必要がある。

(5) 母子保健・自治体検診に関する情報

提供情報：妊婦健康診査・乳幼児健康診査・子宮頸がん検診の結果に関する情報
提供期日：－

5 匿名予防接種等関連情報の利用又は提供等（新法第 24 条から第 31 条まで並びに改正政令による改正後の予防接種法施行令第 31 条及び第 32 条並びに新規則第 13 条から第 13 条の 9 まで関係）

厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、4 の規定により市町村長等から提供を受けた定期の予防接種等に関する情報、医師等が厚生労働大臣に報告した副反応疑い報告に係る情報等を匿名化したもの（以下「匿名予防接種等関連情報」という。）を利用し、又は地方公共団体又は外部の研究機関等に提供することができることとする。

6 その他

（１）予防接種の実施に係る委託契約の締結について

令和 8 年 6 月 1 日以降、風しん抗体検査及び風しんの第 5 期の定期接種並びに新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種時と同様に、居住地以外の市町村においても予防接種を受けられる実施体制を整備するため、全国の市町村と全国の予防接種実施機関で予防接種の実施に係る委託契約を締結することとする。

令和 8 年度については、令和 8 年度にデジタル化を開始する市町村及び当該市町村が所在する都道府県並びに令和 8 年度にデジタル化を開始する予防接種実施機関が本契約に参加する形とし、委託元である市町村の代理人として厚生労働大臣と、委託先の予防接種実施機関の代理人として都道府県知事が契約を締結することとする。

なお、予防接種実施機関の委任先及び再委託先については、今後、全国の市町村におけるデジタル化の進捗を踏まえ、変更となる予定である。

（２）令和 8 年 6 月以降の副本登録の取扱いについて

定期の予防接種等に関する情報の情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号の規定に基づく利用特定個人情報の提供の求め及び提供をいう。）を実施するため、令和 8 年 6 月以降も、引き続き副本登録を行うこととする。

副本登録を行うに当たっては、従前、他市町村が実施した定期の予防接種等に関する情報を含めて登録することが望ましいとしていたが、予予・請求システムへの情報登録・移行を円滑に進めるため、令和 8 年 6 月以降、他市町村が実施した定期の予防接種等に関する情報の副本登録を行わず、自市町村が実施した定期の予防接種等に関する情報のみ副本登録を行うこととする。

ただし、市町村内における現行のシステム上、他市町村が実施した定期の予防接種等に関する情報を含めて副本登録が自動的に行われてしまう場合等、やむを得ず自市町村が実施した定期の予防接種等に関する情報のみを副本登録することが困難である場合はこの限りではない。

なお、この場合であっても、定期の予防接種等に関する情報を予予・請求システムに登録・移行する際には、自自治体の実施した定期の予防接種等に関する情報のみを登録・移行すること。

7 施行期日

改正法第6条、改正政令、整備省令の各規定は、改正法附則第1条第4号に掲げる規定（同法第7条を除く。）の施行の日（令和8年6月1日）から施行すること。